

# 分割計画書

\*会社分割には、新設分割と吸収分割があるが、ここでは、一般的に使われる新設分割のサンプルを紹介する。

株式会社（以下「当社」という）は、当社の事業の一部を新たに設立する株式会社（以下「新会社」という）に承継させるために会社分割（以下「本件分割」という）を行うものとし、次の通り分割計画書（以下「本計画書」という）を定める。

## 第1条 分割の方法

当社は、の事業（以下「本件事業」という）を新会社に承継させるために、新設分割を行う。

## 第2条 分割期日

本件分割の分割期日は、平成 年 月 日とする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、分割期日を変更することができる。

## 第3条 新商号と住所

新会社の定款、別紙新会社の定款の通りとし、本店所在地は、以下の通りとする。

商号 ○○○○○○株式会社

住所 東京都中央区銀座8丁目○○番○○号 ○○○ビル○階

## 第4条 株式

新会社が本件分割に際して発行する株式は、普通株式 株とし、その全てを当社に割り当て交付する。

## 第5条 資本金および準備金

新会社の資本金の額は、金 万円とし、資本準備金、利益準備金、資本剰余金、利益剰余金、および分割交付金はいずれもゼロとする。

## 第6条 資産、債権債務、契約関係、労働契約

- 新会社は、第2条の分割期日をもって、当社から、別紙「承継権利義務明細表」記載の債権債務、契約上の地位等を承継する。
- 新会社は、別紙雇用者リスト記載の労働者を承継する。ただし、労働者が承継を拒絶する時はこの限りでない。
- 当社から新会社に承継される一切の債務につき、当社は新会社と共に、重畳的

に債務を引き受ける。

\*債務の承継の仕方は、様々なタイプがありうる。

第7条 新会社の取締役、監査役

新会社の最初の取締役及び監査役は、以下の通りとする。

取締役

取締役

取締役

監査役

第8条 競業禁止義務

当社は、本件分割の効力発生後10年間は、本件事業と競合する事業を行うことはできない。

第9条 条件変更

本計画書についての当社株主総会の承認後、分割期日前日までの間に、天災地変、経済状況の激変、その他の事由により、本件事業、および本件事業に属する財産に重大な変動が生じた時には、当社は、本計画書を変更し、または、本件分割を中止することが出来る。

第10条 規定外事項

本計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することが出来る。

以上

平成 年 月 日



## 金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。